

令和6年度

鳥羽市 健全化判断比率  
各会計資金不足比率 審査意見書

鳥羽市監査委員



鳥監第 38 号  
令和7年8月12日

鳥羽市長 小 竹 篤 様

鳥羽市監査委員 中 村 徳 久  
鳥羽市監査委員 瀬 崎 伸 一

令和6年度鳥羽市健全化判断比率・  
各会計資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日号外法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和6年度鳥羽市健全化判断比率・各会計資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。



# 令和6年度 鳥羽市健全化判断比率審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 準拠している基準

地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第1項の規定により定められた鳥羽市監査基準(令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号)

### 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査(鳥羽市監査基準第7条第1項第7号)

### 3 審査の対象

令和6年度鳥羽市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 4 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として考察した。

### 5 審査の実施内容

令和7年7月31日から令和7年8月12日までの期間において、関係書類との照合等の手続きを実施した。

## 第2 審査の結果

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

記

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質	実質公債費比率		将来負担比率
		赤字比率	単年	3か年平均	
令和6年度算定値	—	—	7.9	7.8	—
令和5年度算定値	—	—	8.0	7.7	—
差引増減	—	—	△ 0.1	0.1	—
早期健全化基準	14.12	19.12	—	25.0	350.0

### 第3 意見

#### ①実質赤字比率について

令和6年度の実質収支は黒字となっているため実質赤字比率は算定されず、良好な状態となっている。なお、実質収支比率は8.60%である。

(単位:千円、%)

実質収支額	585,822	=	実質収支比率	実質赤字比率
標準財政規模	6,806,143		8.60%	—

#### ②連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質収支は黒字となっているため連結実質赤字比率は算出されず、良好な状態となっている。なお、連結実質収支比率は43.58%である。

(単位:千円、%)

連結実質収支額	2,966,599	=	連結実質収支比率	連結実質赤字比率
標準財政規模	6,806,143		43.58	—

#### ③実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率(3か年平均)は7.8%であり、前年度と比較し0.1ポイント増加しており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており良好である。

なお、単年度でみると、7.9%であり、前年度の比率と比較し0.1ポイント減少している。

この主な要因は、分子において公債費の元利償還金等は減少したものの、元利償還金等から控除する基準財政需要額への公債費算入額が減少したことから増加となった。分母においては、標準財政規模が増加し、基準財政需要額への公債費算入額が減少したことから増加となった。このことから、分母の増加幅が分子の増加幅を上回り、単年度比率は減少となった。

また、実質公債費比率は、令和6年度の単年度比率が減少したものの、3か年平均により求めることから、各単年度比率に連動して増加となった。

(単位:千円、%)

( A + B )	—	( C + D )	=	実質公債費比率
(1,375,167+165,751)		(101,466 +975,194)		(単年度)
E		D		7.9
6,806,143	—	975,194		

A: 地方債の元利償還金(繰上償還及び満期一括地方債の元金に係るものを除く)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C: 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源

D: 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E: 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)

(単位:%)

単年度			⇒	実質公債費比率
令和4年度	令和5年度	令和6年度		(3か年平均)
7.7	8.0	7.9		7.8

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、前年度に引き続き算定されず、良好な状態となっている。

この主な要因は、分子において、公債費における基準財政需要額算入見込額の減により充当可能財源等が減少したものの、地方債現在高などの減により将来負担額が大きく減少したことから、将来負担額から充当可能財源等を控除した値がマイナスとなり算定されなかった。

なお、分母においては、標準財政規模から控除する算入公債費等の額が減少し、また、標準財政規模が増加したことにより増加した。

将来負担額	—	充当可能財源等		(単位:千円、%)
12,465,120		13,062,712	=	将来負担比率
標準財政規模	—	算入公債費等		—
6,806,143		975,194		

第4 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。

# 令和6年度 鳥羽市各会計資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 準拠している基準

地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の4第1項の規定により定められた鳥羽市監査基準(令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号)

### 2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項に基づく資金不足比率審査(鳥羽市監査基準第7条第1項第7号)

### 3 審査の対象

次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

①令和6年度鳥羽市定期航路事業特別会計

②令和6年度鳥羽市水道事業会計

③令和6年度鳥羽市下水道事業会計

### 4 審査の着眼点

市長から提出された各会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として考察した。

### 5 審査の実施内容

令和7年7月31日から令和7年8月12日までの期間において、関係書類との照合等の手続きを実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

記

(単位:%)

会 計 名	令和6年度	令和5年度	差引増減	経営健全化基準
①鳥羽市定期航路事業特別会計	—	—	—	20.0
②鳥羽市水道事業会計	—	—	—	
③鳥羽市下水道事業会計	—	—	—	



### 第3 意見

#### ①令和6年度鳥羽市定期航路事業特別会計の資金不足比率について

定期航路事業特別会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。

(単位:千円、%)

資金の不足額 (前年度繰上充用金 0)	=	資金不足比率
事業の規模(営業収益) 278,012		—

※「資金の不足額 > 0」である場合、資金不足が発生している。

#### ②令和6年度鳥羽市水道事業会計の資金不足比率について

水道事業会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。なお、水道事業会計決算審査意見書に記載した事業の短期流動性を表す流動比率は634.9%である。

(単位:千円、%)

資金の不足額 (流動負債199,681- 流動資産2,371,115)	=	資金不足比率
事業の規模(営業収益)975,896		—

※「資金の不足額 > 0」である場合、資金不足が発生している。

#### ③令和6年度鳥羽市下水道事業会計の資金不足比率について

下水道事業会計においては、資金不足となっていないことから、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっている。なお、下水道事業会計決算審査意見書に記載した事業の短期流動性を表す流動比率は98.67%である。

(単位:千円、%)

資金の不足額 (流動負債20,943 - 流動資産39,993)	=	資金不足比率
事業の規模(営業収益)34,082		—

※「資金の不足額 > 0」である場合、資金不足が発生している。

### 第4 是正改善を要すべき事項

特に指摘すべき事項はない。